



# 防災・救急

## ▶伊方町の避難所・休日医療・避難情報について

問 総務課危機管理室 ☎38-2655

### 指定緊急避難場所

災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所

	名称	所在地
伊方地域	伊方小学校グラウンド	湊浦993-1
	旧水ヶ浦小学校グラウンド	中之浜10-1
	豊之浦小学校跡グラウンド	豊之浦860
	伊方中学校グラウンド	湊浦803-1
	伊方町民グラウンド	川永田乙43
	九町小学校グラウンド	九町1-1712-1
	二見小学校跡グラウンド	二見甲1239
瀬戸地域	三机小学校グラウンド	三机乙2515
	瀬戸中学校グラウンド	三机乙3305-1
	瀬戸球場	三机乙3340-1
	塩成小学校跡グラウンド	塩成278
	小島小学校跡グラウンド	小島甲1398-3
	足成小学校跡グラウンド	足成655
	大久小学校グラウンド	大久1638
	むかいパーク	大久3170-219
	三崎小学校グラウンド	三崎907
三崎地域	三崎中学校グラウンド	三崎908
	三崎高等学校グラウンド	三崎511
	佐田岬小学校跡グラウンド	串473
	串地区体育館グラウンド	串110
	二名津小学校跡グラウンド	二名津365

### 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設で、職員を派遣し、町が開設する避難所。原則として学校・体育館等の大規模人員を収容できる施設

### ■伊方地域

名称	所在地
旧水ヶ浦小学校	中之浜10-1
旧水ヶ浦小学校体育館	中之浜10-1
伊方小学校	湊浦993-1
伊方小学校体育館	湊浦993-1
伊方中学校	湊浦803-1
伊方中学校体育館	湊浦803-1
伊方町民会館	湊浦1995-1
生涯学習センター	湊浦1992
伊方町中央保健センター	湊浦866
伊方武道館	湊浦803-1
伊方スポーツセンター	湊浦803-1
伊方町地域振興センター	川永田甲1534-1
豊之浦地区体育館	豊之浦860
有寿来体育館	伊方越140-1
九町小学校	九町1-1712-1
九町小学校体育館	九町1-1712-1
町見公民館	九町1-1800-6
町見体育館	九町1-1807-1
二見地区体育館	二見甲1239
伊方老人デイサービスセンター	湊浦871-2
町見老人デイサービスセンター	九町6-840-14
特別養護老人ホームつわぶき荘	湊浦861-1

### ■瀬戸地域

名称	所在地
三机小学校	三机乙2515
瀬戸町民センター	三机乙1084-1
三机地区体育館	三机乙1895-1
瀬戸中学校	三机乙3305-1
瀬戸総合体育館	三机乙3305-1
大久小学校	大久1638

広告

◆土木工事業

◆電気工事業

◆電気通信工事



愛媛県知事 許可(般-30)第16412号

## 株式会社エーワン工業

本社

〒796-0307

愛媛県西宇和郡伊方町中之浜336

PHONE&FAX : 0894-38-2866

松山支店

〒790-0925

愛媛県松山市鷹子町689-4

PHONE&FAX : 089-970-3595

HP : <http://www.kk-a-one-kougyou.com>

名称	所在地
四ツ浜地区体育館	大久2516-1
瀬戸アグリトピア	大久2465-1
瀬戸デイサービスセンター	三机乙1087-1
特別養護老人ホーム瀬戸あいじゅ	川之浜594

### ■三崎地域

名称	所在地
三崎総合体育館	三崎699
三崎小中学校体育館	三崎907
三崎小学校	三崎907
三崎中学校	三崎908
三崎高等学校	三崎511
三崎高等学校体育館	三崎511
三崎保健福祉センター (三崎デイサービスセンター)	三崎1700-16
串防災センター	串473
串地区体育館	串110

名称	所在地
旧二名津小学校	二名津365
三崎公民館二名津分館	二名津442
二名津地区体育館	二名津442
特別養護老人ホーム三崎つわぶき荘	三崎4414-1
与修防災センター	与修1430

### 休日・夜間当番医のご案内

問 町民課医療対策室 ☎38-2653

休日・夜間当番医は、日・祝日などに急に要する症状となった場合に、初期の救急医療として診察などを行う医療機関です。休日・夜間に急な発熱・下痢・嘔吐などの症状が出たときは、当番医の医療機関をご利用ください。

■休日・夜間当番医は以下の方法でお知らせしています。

- 毎月発行する広報紙
- ホームページ



防災・救急

### 町がお知らせする避難情報

町は、町民の皆さまに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報を防災行政無線でお知らせします。

呼びかけの種類	発令時の状況	町民のとりべき行動
<b>危険大</b> 【警戒レベル5】 災害発生情報	既に災害が発生した状態で、該当する地域の町民は命を守る最善の行動をとらなければならない状況	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとりましょう。
↑ 【警戒レベル4】 避難指示(緊急)	災害の前兆現象発生など災害が切迫した段階で、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難しましょう。
↑ 【警戒レベル4】 避難勧告	人的被害の発生する可能性が高まった段階で、該当する地域の町民は避難、または、屋内安全確保等、命を守るための行動をしなければならない状況	指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとりましょう。
↑ 【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等避難開始	避難に必要な災害が予想される段階で、避難準備を促す必要がある状況 ・避難に時間を要する人が円滑に避難をするため、避難行動を開始しなければならない状況	避難に時間を要する人(高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難しましょう。その他の人は避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意し、自発的に避難することが望ましいです。

### ■自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

### ■災害情報

災害時には、町より各種情報を提供します。また、皆さまからの情報もすみやかにお知らせください。  
※町では、各世帯に防災無線戸別受信機を設置しています。

### ■知人や友人の安否情報[災害用伝言ダイヤル171]

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人等が「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)を使って行います。なお、利用にあたっての事前の契約等は不要です。

### ■非常持出品

いざという時のため、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。



- 非常食品3日分
- 水(目安3ℓ/日1人)
- 救急用品
- ラジオ・懐中電灯
- 衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ
- オムツなどの生活用品
- 現金・通帳
- 免許証や健康保険証のコピー

※町では、各世帯に非常用持出袋を貸与しています。

**171** をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。